

## 津市土地利用調整会議設置要綱

平成 1 8 年 1 2 月 1 日訓第 2 2 1 号

改正 平成 1 9 年 3 月 3 0 日訓第 2 2 号  
平成 2 1 年 3 月 2 6 日訓第 1 1 号  
平成 2 2 年 6 月 1 1 日訓第 4 4 号  
平成 2 5 年 3 月 2 9 日訓第 2 5 号  
平成 2 7 年 3 月 3 1 日訓第 1 6 号  
令和 2 年 3 月 2 5 日訓第 8 号  
令和 6 年 3 月 2 9 日訓第 5 4 号

### (設置)

第 1 条 本市の区域における土地の有効かつ適正な利用を推進するため、津市土地利用調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第 2 条 調整会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本市の区域における有効かつ適正な土地利用に係る総合調整に関すること。
- (2) その他土地利用の調整に関すること。

### (構成)

第 3 条 調整会議は、会長、副会長及び委員で構成する。

- 2 会長には津市副市長事務分担規則（平成 1 8 年津市規則第 2 4 2 号）第 2 条第 1 号に規定する副市長を、副会長には他の 1 人の副市長をもって充てる。
- 3 委員には、別表第 1 に掲げる職員をもって充てる。

### (会長及び副会長)

第 4 条 会長は、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 調整会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

### (意見等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係職員等に対して意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第7条 第2条に規定する所掌事務について、調査研究をするため、調整会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる職員で構成する。

(庶務)

第8条 調整会議の庶務は、政策財務部政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓第22号）

この訓は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日訓第11号）

この訓は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月11日訓第44号）

この訓は、平成22年6月15日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓第25号）

この訓は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓第16号）

この訓は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日訓第8号）

この訓は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日訓第54号）

この訓は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1 （第 3 条関係）

|                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 政策財務部長、危機管理部長、総務部長、市民部長、スポーツ文化振興部長、環境部長、健康福祉部長、商工観光部長、農林水産部長、都市計画部長、建設部長、上下水道事業局長、上下水道管理局長、消防次長、教育委員会事務局教育総務部長 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表第2（第7条関係）

政策課長、財政課長、危機管理課長、総務課長、市民課長、スポーツ振興課長、環境政策課長、環境保全課長、福祉政策課長、商業振興労政課長、農林水産政策課長、都市政策課長、建設政策課長、上下水道事業局水道工務課長、上下水道管理局上下水道管理課長、消防本部消防総務課長、教育委員会事務局教育総務課長